

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業
公募設置等指針

令和5年6月

富山市

用語の定義

Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
公募設置等指針	Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
設置管理許可	都市計画法第 5 条第 1 項の規定に基づき、都市公園において公園管理者以外が公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定に基づき、都市公園において公園管理者以外が公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。

目次

1. 事業実施の背景と目的	1
1.1 事業の目的	1
1.2 呉羽丘陵	2
1.3 呉羽山公園の概要	2
1.4 呉羽丘陵フットパスコアエリアについて	3
2. 事業概要	7
2.1 名称	7
2.2 事業範囲、事業の内容等	7
3. 公募対象公園施設の設置等に係る事項	13
3.1 公募対象公園施設の種類	13
3.2 公募対象公園施設の設置	13
3.3 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	13
3.4 公募対象公園施設の使用料の額	13
3.5 公募対象公園施設の供用開始時期	13
4. 特定公園施設の整備に係る事項	14
4.1 特定公園施設の整備内容	14
4.2 特定公園施設の整備に要する費用	14
4.3 特定公園施設の譲渡	14
5. 特定公園施設等の維持管理に係る事項	15
5.1 管理許可に基づく特定公園施設等の管理運営の実施	15
5.2 維持管理の範囲	15
5.3 特定公園施設等の維持管理費の負担区分	15

5.4 維持管理負担金の支払い	16
6. 公募の実施に関する事項等	17
6.1 公募への参加資格	17
6.2 提供情報	19
6.3 事業破綻時の措置	19
6.4 保証金	19
6.5 特別目的会社の設立に関する事項	19
7. 公募の手続きに関する事項等	20
7.1 日程（予定）	20
7.2 応募手続き	20
7.3 審査方法等	23
7.4 設置等予定者等の決定	24
7.5 設置等計画の認定	24
7.6 契約の締結等	25
7.7 リスク分担等	26
8. その他	28
8.1 工事中の条件	28
8.2 法規制等	28

1. 事業実施の背景と目的

1.1 事業の目的

呉羽丘陵は、富山県の中央部に位置し『呉羽山公園』と『城山公園』の2つの総合公園を含んだ丘陵地帯です。豊かな自然や歴史・文化的な遺産を有し、市民の憩いの場として親しまれ、多様な眺望や景観の変化が楽しむことができる場所となっていることから、富山市（以下「本市」という。）では、これらの公園内の散策路を「呉羽丘陵フットパス」と位置づけ、散策路や周辺施設の整備等を行い、利用促進に取り組んでいます。

しかし、このフットパスは県道44号富山高岡線によって分断されており、連続性が阻害されていることが長らくの課題であったため、この周辺をフットパス全体の核となる「コアエリア」として位置付け、両公園の散策路を結ぶ連絡橋（吊橋形式の人道橋）の整備に着手し、また、呉羽山公園側の橋詰には、橋と一体的に利用できる広場（以下「本広場」という。）を整備することとしています。

事業用地である本広場は、高低差が大きく、富山湾や新湊大橋への眺望が楽しめるほか、緑に囲まれた小さなスケールの園路から、広々とした広場への開放感、さらに現在整備中の連絡橋からは立山連峰を望めるなど、多様な景色を楽しむことができることが特徴です。

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業（以下「本事業」という。）は、本広場が持つ『多様な景色を楽しむことができる』といった特徴を活かしながら、飲食や物販、健康増進などの機能を取り入れた空間とするため民間収益施設を事業者を設置していただき、民間のノウハウを活用することで連絡橋周辺広場やフットパスに賑わいを創出することを目的とします。



図 1-1 事業用地

1.2 呉羽丘陵

呉羽丘陵の全体図を図 1-2 に示します。



図 1-2 呉羽丘陵全体図

1.3 呉羽山公園の概要

呉羽丘陵の県道 44 号富山高岡線以北で、昭和 14 年 12 月に都市公園として計画決定され、自然が豊かで眺望に富み、四季折々の市民の散策の場として親しまれています。また、都市部の自然性の高い環境を生き、市民が親しみながら富山の風土と文化が理解できる都市緑化植物園が整備されています。

表 1-1 呉羽山公園の概要

公園名称	呉羽山公園
所在地	富山市安養坊他
公園種別	都市公園（総合公園）
公園面積	都市公園面積：約 24.8ha
設置年月	昭和 31 年 10 月
主な公園施設 ・ 広場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呉羽山展望台 ・ 富山市民俗民芸村（民芸館、民芸合掌館、民俗資料館、陶芸館、考古資料館、篁牛人記念美術館、茶室円山庵、とやま土人形工房） ・ 都市緑化植物園 ・ 桜の広場 ・ ちびっこ広場
既存建築物 建築面積	一般施設（便所、資料館等）：約 2,750 m ²

1.4 呉羽丘陵フットパスコアエリアについて

「呉羽丘陵」「呉羽山公園」「城山公園」「コアエリア」「事業用地」の関係概念図を図 1-3 に示します。本広場はコアエリアの一角に位置しており、事業実施にあたっては、上位計画におけるコンセプトを踏襲するとともに、コアエリアにおける他の導入機能との連携を図るものとします。以下に、コアエリアにおける広場の整備基本方針及び事業用地利活用コンセプトを示します。

図 1-3 「呉羽丘陵」「呉羽山公園」「城山公園」「コアエリア」「事業用地」の関係概念図



出典：国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）

1.4.1 本広場の整備基本方針及び事業用地利活用コンセプトについて

本市の上位計画において、呉羽丘陵は、主に「人と自然との共生」「健康づくり」「レクリエーション拠点」等の場として位置づけられており、整備コンセプトは「景色の変化を体験できるフットパス・広場空間」と設定されています。

本広場においては、図 1-4 に示すように、連絡橋と一体利用を想定し、四季の変化や眺望を楽しむことのできる空間として整備する基本方針が定められています。

また、にぎわい施設（民間収益施設）にかかる事業用地利活用コンセプトとしては、図 1-5 に示すように「健やかな暮らし、豊かな自然体験（KUREHA Natural Village）」が掲げられ、5つの主たるアクティビティが提示されています。

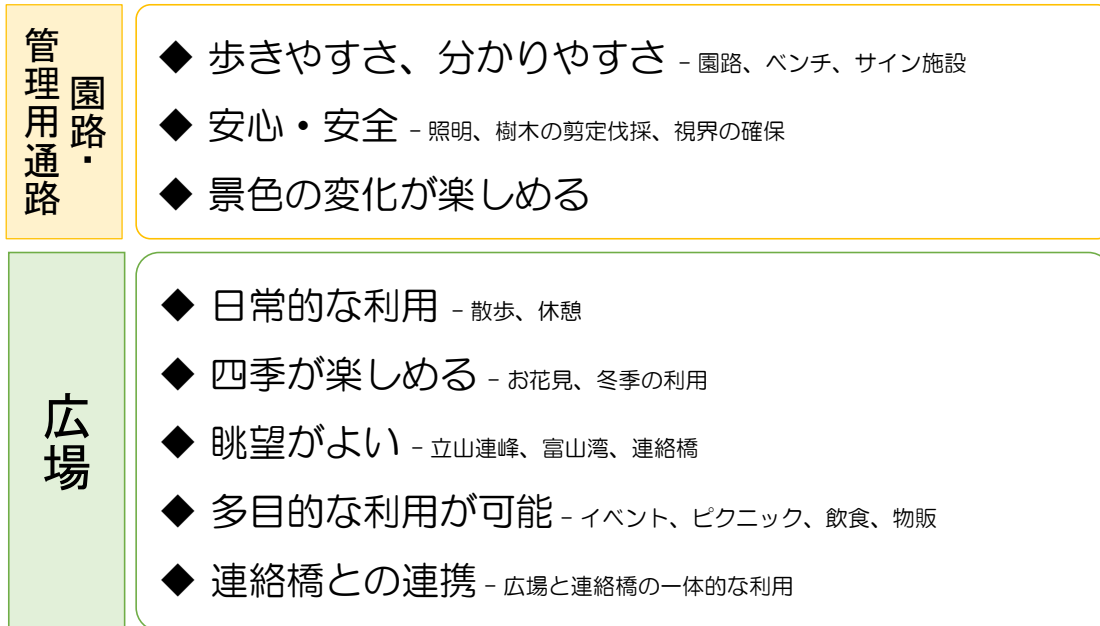


図 1-4 本広場整備の基本方針



4. 飲食サービス

- おしゃれに歩くためのグッズ展開
本格的なアウトドアではなく、日常使いできるおしゃれなアイテムを販売。

図 1-5 事業用地利活用コンセプトの概念図

1.4.2 コアエリアの主な導入機能と本事業での整備施設

コアエリアのうち、県道 44 号富山高岡線によりフットパスが分断されている箇所については、本市においては県道を跨ぐ連絡橋の整備工事を進めております（令和 5 年 8 月末竣工予定）。コアエリアの主な導入機能は、表 1-2 のとおりであり、本事業においては、広場、園路、駐車場、トイレ、にぎわい施設の整備を行うこととしています。

城山側にある既存施設（⑨、⑩）の概要は、表 1-3 に示します。

なお、本事業における用語の対象は、以下のとおりとします。

- ・ 「公募対象公園施設」：民間事業者が、独立採算で設置・管理運営を行う施設（⑦トイレ、⑧にぎわい施設）
- ・ 「特定公園施設」：民間事業者が、本市の費用負担及び公募対象公園施設からの収益還元により整備・管理を行う施設（④園路、⑤広場、⑥駐車場）
- ・ 「公園施設」：本市が整備を行い、民間事業者が本市の費用負担及び公募対象公園施設からの収益還元により管理を行う施設（①連絡橋）

（以下、特定公園施設及び公園施設を総称して「特定公園施設等」という。）

表 1-2 コアエリア導入機能と本事業の対象

機能	位置	備考	本事業範囲（●：対象）		
			施設区分	整備	管理
① 連絡橋	—	着工済み	公園施設	(対象外)	●
② フットパス	呉羽山側	既存部分	—	(対象外)	(対象外)
③ フットパス	城山側	既存部分含む	—	(対象外)	(対象外)
④ 園路	呉羽山側	主動線園路 ロードヒーティング	特定公園施設	●	●
⑤ 広場	呉羽山側	回遊動線園路・ 水路等含む	特定公園施設	●	●
⑥ 駐車場	呉羽山側	既存	特定公園施設	●	●
⑦ トイレ	呉羽山側		公募対象公園施設	●	●
⑧ にぎわい施設					
⑨ 多目的広場、芝生広場	城山側	既存	—	(対象外)	(対象外)
⑩ ビジターセンター	城山側	既存	—	(対象外)	(対象外)

表 1-3 既存施設（多目的広場）の概要

所在地	富山市五福（城山公園内）
面積	約 32,000 m ²
機能	ビジターセンター、芝生広場、遊具（ふわふわドーム、ターザンロープ、ツリーハウス等）
駐車場	58 台

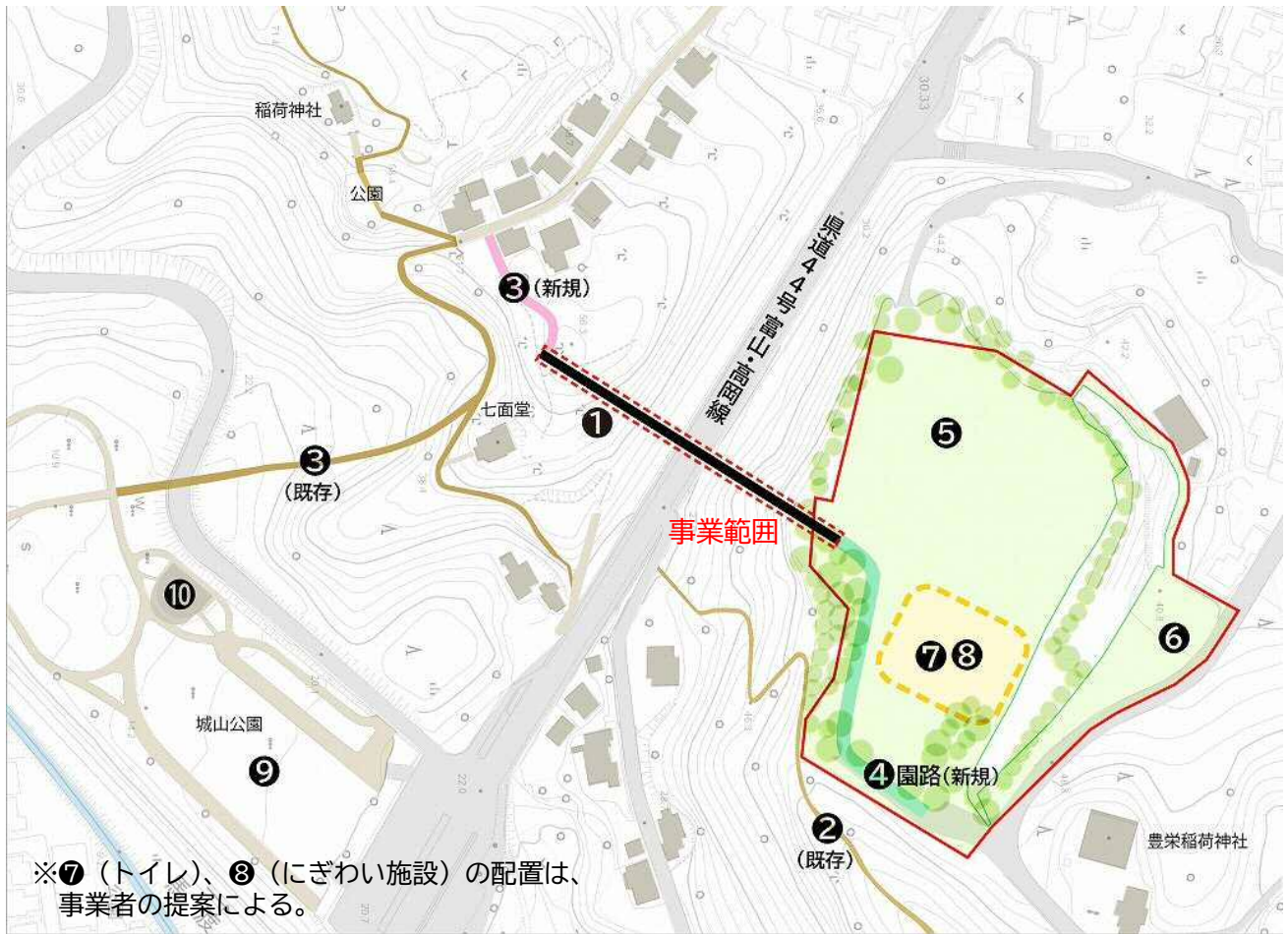


図 1-4 コアエリアの主な導入機能

2. 事業概要

2.1 名称

「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業」

2.2 事業範囲、事業の内容等

2.2.1 事業範囲

事業者が本事業において実施する業務は、以下のとおりとします。

なお、本事業において、利便増進施設の設置は認めないものとします。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理業務
- ② 特定公園施設の設計、整備、譲渡及び管理業務
- ③ 公園施設（連絡橋）の管理業務

2.2.2 事業用地の概要

公募対象公園施設及び特定公園施設等の整備・管理に係る事業用地は、呉羽山公園の一部であり、県道 44 号富山高岡線に隣接しています（ただし、高低差があり、接道していません）。事業用地を含む県道 44 号富山高岡線の南北の区域は、優先的に呉羽丘陵フットパスの整備を行う「コアエリア」として位置づけられています。

事業用地は、旧富山観光ホテル解体後は芝生広場となっていました。現在は、呉羽丘陵フットパス連絡橋整備の工事ヤードとなっています。

事業用地の概要を表 2-1 に示します。

表 2-1 事業用地の概要

事業用地名称	(仮称) 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場 (富山観光ホテル跡地)
事業用地所在地	富山市呉羽町 外
事業用地面積	約 19,680 m ² (広場・園路：約 12,330 m ² 、駐車場：約 2,150 m ² 、水路等：約 1,600 m ² 、 その他(現況)：約 3,180 m ² 、連絡橋：約 420 m ²)
事業用地への 交通アクセス	・路線バス：富山駅から(高岡線・呉羽駅行き) 12分、徒歩 3分 ・自家用車：富山駅から約 13分
都市計画上の 制限	都市計画区域内、市街化調整区域 風致地区
地域地区等	用途地域：市街化調整区域(建ぺい率 60%、容積率 200%) ※都市公園のため不適用 防火地域：指定なし(第 22 条区域の指定なし)
市街化調整区域	都市計画法 34 条への適合が必要
日影規制	なし
開発許可	あり(市街化調整区域内の建築)
高度利用地区	なし
地区計画	なし
風致地区	風致地区条例の許可が必要 (建築高さ 12m 以下、建ぺい率 40%以下、外壁壁面後退等)

土砂災害・急傾斜地	土砂災害特別警戒区域：適用無し 急傾斜地崩壊危険区域：一部計画区域/特別計画区域	
接道条件	北側 6-326 長岡新茶屋町線に接道 ※県道 44 号富山高岡線とは高低差があり、接道していない	
インフラ	上水道：北側市道（6-326 長岡新茶屋町線）に Φ150 布設済み 下水道：北側市道（6-326 長岡新茶屋町線）に Φ200 布設済み。 雨水排水：北側市道（6-326 長岡新茶屋町線）へ放流可能か検討中。その他水路も検討中 電力：北側市道（6-326 長岡新茶屋町線）に電柱あり。 ガス：北側市道（6-326 長岡新茶屋町線）に Φ50 布設済み。	
建ぺい率の上限（都市公園法） 容積率	・建ぺい率：4%（都市公園面積約 24.8ha） ・利便増進施設（占用物件）の特例設置：駐車場、看板・広告塔 ※本事業において、利便増進施設の設置は想定していない	
その他	旧富山観光ホテルの杭の残置あり	
該当する法規制	都市計画法	都市計画法第 53 条の許可に該当する
	土壤汚染対策法	第 4 条第 1 項の規定に基づく届出が必要
	屋外広告物法	富山市屋外広告物条例（禁止地域外）に該当する
	景観法	富山市景観まちづくり条例に該当する
	駐車場法	富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例に該当しない
	建設リサイクル法	500 m ² 以上の新築・増築の場合は該当する
	バリアフリー法	富山県民福祉条例に該当する
	建築物省エネ法	省エネ適合性判定、省エネ届出・説明が必要
	文化財保護法	富山市埋蔵文化財包蔵地に一部該当
	条例	・富山市都市公園条例、富山市都市公園条例施行規則 ・富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の配置に関する基準を定める条例 ・富山市屋外広告物条例（禁止地域外）
その他周辺状況	隣接地（敷地南東側）に風致保安林あり	

2.2.3 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、都市公園法第 5 条の 2 に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用します。

事業者は、事業用地において、1.4.1 本広場の整備基本方針及び事業用地利活用コンセプトを踏まえ、飲食や物販、健康増進などの機能を取り入れた民間収益施設（公募対象公園施設）の設置・管理運営、及び公募対象公園施設と一体的に、広場、園路及び駐車場（特定公園施設）の整備を行うものとしてします。

また、特定公園施設は、本市に有償譲渡し、譲渡後の特定公園施設と、本市にて整備を行う連絡橋を、本事業の対象として管理許可により、維持管理を実施するものとし、その経費は公募対象公園施設の収益及び市からの維持管理負担金により賄うものとしてします。

(2) 事業の条件等

- ・特定公園施設及び公募対象公園施設は、令和 8 年 5 月までの整備完了を想定しています。
- ・本市が整備する連絡橋は、現在工事中であり、令和 5 年 8 月に竣工予定です。

- ・本事業は、都市公園法に基づく公募設置管理制度を活用した事業のため、当該制度に則り必要な手続きや提案等を行ってください。

(3) 事業用地

本事業の事業対象区域（整備区域、管理区域、公募対象公園施設 整備可能区域）を、要求水準書添付資料 2「事業用地」に示します。

(4) 費用負担及び役割分担

本事業の実施に係る費用負担及び役割分担は、以下のとおりとします。

表 2-2 費用負担及び役割分担

施設	実施主体				費用負担			備考
	整備	所有	維持管理	運営	整備	維持管理	運営	
公募対象公園施設	民	民	民	民	民	民	民	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、公園施設の設置管理許可を受けて整備、管理運営を行う。【独立採算型】 ・事業者は、公募対象公園施設の設置にあたり、以下に定める額を、使用料等として、本市に対し支払うものとする。 公募対象公園施設の設置管理許可使用料 ：90円（税込）／㎡・月以上 ・収益の一部を特定公園施設の整備費・管理費に充当する。
特定公園施設	民	市	民	—	市、一部民	民、一部市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る経費は、賑わい拠点創出事業費を活用するため、整備費の9割を上限に本市が事業者を支払う。残りは、公募対象公園施設の収益により、事業者が負担する。【混合型】 ・維持管理に係る費用は、公募対象公園施設の収益を原資とすることを基本とし、一部業務は、本市に維持管理負担金を請求することを可能とする。【混合型】 ・特定公園施設における設置許可及び管理許可に係る使用料は、発生しない（無償）
公園施設	—	市	民	—	—	民、一部市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市が整備した公園施設（連絡橋）を、管理許可により、事業者が維持管理する。 ・維持管理に係る費用は、公募対象公園施設の収益の他、一部業務は、本市に維持管理負担金を請求することを可能とする。【混合型】 ・公園施設における管理許可に係る使用料は、発生しない（無償）

※本事業において、利便増進施設の設置は想定していない。

2.2.4 事業期間

本事業の事業期間は、基本協定の締結日から、認定有効期間終了日までの約 21 年を想定しています。

(1) 公募設置等計画の認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、公募設置等計画の着工時（令和 7 年 4 月の着工を想定）から 20 年間（令和 27 年 3 月を想定）とし、公募対象公園施設の整備及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとします。認定有効期間内に公募対象公園施設の改修等が必要となった場合には、本市との協議により、実施するものとします。

(2) 設置管理許可の期間

1) 設置管理許可の期間

公募対象公園施設の設置管理許可の期間は、公募対象公園施設の着工日から認定有効期間の終了日までとします。なお、設置管理許可開始から 10 年目に、認定計画提出者からの申請により、設置管理許可を更新するものとします。

2) 事業期間を超える設置管理許可の更新

事業期間終了後（認定有効期間の終了後）においても、公募対象公園施設として設置された公園施設が本広場の利用者の利便の向上に値することが認められる場合は、本市との協議により、設置管理許可を更新することを可能とします。

ただし、認定有効期間終了後は、Park-PFI による特例措置は適用されない点に留意してください。

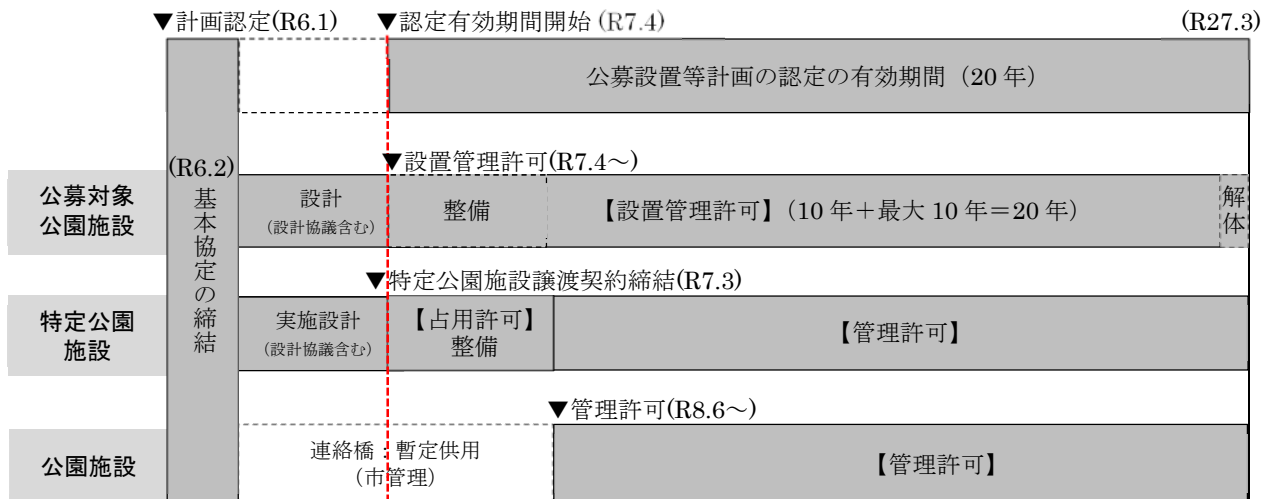


図 2-1 事業期間概念図

(3) 公募・事業スケジュール

本事業の公募・実施スケジュールは次のとおり予定しています。

表 2-3 事業スケジュール（予定）

■事業者の募集・選定・契約等	
公募設置等指針の公表	令和5年6月
公募設置等計画の提出	令和5年10月
設置予定者の選定	令和5年11月
公募設置等計画の認定	令和6年1月
基本協定の締結	令和6年2月
特定公園施設の譲渡契約の締結	令和7年3月
特定公園施設等の維持管理協定の締結	令和8年4月
特定公園施設の引渡し	令和8年5月
■事業期間	
事業期間	基本協定の締結日（令和6年2月） ～認定有効期間終了日（令和27年3月）
公募設置等計画の認定有効期間	公募対象公園施設の着工日（令和7年4月）から20年間
公募対象公園施設【設置管理許可】	公募対象公園施設の着工日（令和7年4月）～
特定公園施設【占用許可】	特定公園施設の着工日（令和7年4月）～
特定公園施設【管理許可】	特定公園施設の供用開始日（令和8年6月）～
公園施設【管理許可】	公園施設の管理開始日（令和8年6月）～

※ 事業スケジュールについては、協議により変更できる場合があります。

2.2.5 事業の流れ

(1) 設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

(2) 公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

なお、本市は、必要に応じ、設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

(3) 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

(4) 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、管理及び運営を行っていただきます。

(5) 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が費用を負担し当該特定公園施設を取得します。

(6) 特定公園施設等の管理

本市は、認定計画提出者と維持管理協定を締結し、認定計画提出者には、管理許可により特定公園施設及び公園施設の管理を行っていただきます。

3. 公募対象公園施設の設置等に係る事項

3.1 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、下記の機能の導入を必須とします。なお、公園施設に該当しない施設は認められません。

- ①事業用地活用コンセプトを考慮したにぎわい施設
- ②トイレ（公園利用者が利用できるよう無料で開放）

3.2 公募対象公園施設の設置

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、要求水準書 添付資料 2 「事業用地（公募対象公園施設設置可能範囲）」に示す範囲内とします。本広場の利便性・魅力向上への効果が期待される、適切な設置場所を提案してください。

また、公募対象公園施設の面積は、都市公園法で定める建ぺい率の範囲内とします。

3.3 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可の開始日は、公募対象公園施設の着工日からとします。

3.4 公募対象公園施設の使用料の額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。月額使用料（税込）及び対象面積を提案してください。

なお、設置管理許可面積には建築物の範囲以外に、有料の屋外遊戯施設や、公募対象公園施設利用者の専用駐車場、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとし、設置管理許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、設置等予定者から最終的な計画内容の提出を受け、本市が精査確認するものとします。

公募対象公園施設の設置管理許可使用料：90円（税込）／㎡・月以上

3.5 公募対象公園施設の供用開始時期

公募対象公園施設の供用の開始時期は、令和8年6月頃を想定しています。

詳細な時期については、設置等予定者の提出した公募設置等計画に基づき、本市との協議を踏まえて決定します。

4. 特定公園施設の整備に係る事項

4.1 特定公園施設の整備内容

認定計画提出者は、特定公園施設として、広場、園路及び駐車場の整備を行うものとします。公募対象公園施設と一体となって整備することで、公園利用者の利便性が一層向上するよう計画してください。

整備内容の詳細は、要求水準書を参照してください。

また、本広場の基本設計の概要は、要求水準書 提供資料 1「フットパス連絡橋周辺広場整備基本設計（抜粋）」に示すとおりです。本事業で行う実施設計は、本市との協議により要求水準を満たしたうえで、事業者提案で基本設計から変更することが可能です。

4.2 特定公園施設の整備に要する費用

本市が負担する特定公園施設の整備費用の上限額は、以下のとおりとします。

本市が負担する特定公園施設の整備費用の上限額：360,000千円（税込）

- ・認定計画提出者は、整備完了後、特定公園施設を本市へ譲渡するものとし、本市は、特定公園施設の譲渡を受け、本市の負担額を認定計画提出者へ支払います。ただし、特定公園施設に関する予算措置及び譲渡契約について、富山市議会で可決されることを前提とします。
- ・本市が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が金額を精査（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、本市が工事発注する際の標準単価を参考にするものとし、）したうえで、本市と認定計画提出者で協議し決定します。
- ・特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対しては「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して国からの支援を受けることを想定しています。申請に当たり、本市は認定計画提出者へ、関連する工事費内訳等の資料（数量計算書、単価根拠資料等）の提出を求め、認定計画提出者はこれに協力するものとします。
- ・原則として本市からの負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。また、本市の負担額は、特定公園施設の整備費用に対して9割以内になります。

4.3 特定公園施設の譲渡

特定公園施設は、整備を完了した後に、本市が実施する完了検査を受けることとします。完了検査に合格した場合、別途譲渡契約に基づき、本市に譲渡することとします。

5. 特定公園施設等の維持管理に係る事項

5.1 管理許可に基づく特定公園施設等の管理運営の実施

本事業において、認定計画提出者は、本市と維持管理協定を締結し、特定公園施設（広場、園路、駐車場）及び公園施設（連絡橋）の維持管理（ゲート開閉を含む。）を、都市公園法に基づく管理許可により実施するものとします。

維持管理の詳細は、要求水準書を参照してください。

5.2 維持管理の範囲

特定公園施設等の維持管理の範囲は、要求水準書 添付資料 2「事業用地（管理区域）」に示すとおりとします。

5.3 特定公園施設等の維持管理費の負担区分

特定公園施設等の維持管理費に係る本市との負担区分は、表 5-1 に示すとおりとします。

表 5-1 維持管理費用負担区分

項目		費用負担区分		備考
		本市	認定計画 提出者	
特定公園施設 (広場・園路)	日常管理費	芝刈り	○	日常清掃等、軽微なものに限る。
		施肥	○	
		除草剤散布	○	
		目土掛け	○	
	清掃（広場・園路・水路）	○	○	
	光熱水費（上水道、電気）	○	—	
特定公園施設 (駐車場)	光熱水費	○	—	日常管理費は特になし。 修繕費は舗装剥離の穴埋め等。
	修繕費	○	○	
公園施設 (連絡橋)	ゲート開閉 及び清掃費	清掃（路面 清掃）	○	日常清掃等、軽微なものに限る。
		ゲート開閉	○	
	光熱水費	○	—	
経営管理（日誌・報告書等の作成、関係機関との 連絡調整等）		—	○	

5.3.1 維持管理負担金

特定公園施設等の維持管理は、公募対象公園施設の収益及び本市からの負担金（サービス対価）で賄っていただきます。認定計画提出者は、5.4 維持管理負担金の支払いに記載の本市が負担する維持管理負担金の上限額の範囲内で、本市に対して維持管理負担金（サービス対価）を請求することが可能です。

5.3.2 修繕

舗装剥離等で日常的に発生する不具合に対応するためその都度行う修繕については、上限 20 万円（税込）／年の範囲内で認定計画提出者の負担とし、それ以外については本市の負担とします。1 件あたり 20 万円（税込）を超える修繕が必要となった場合や、年間見込額を超える場合については、本市と事前に協議してください。

なお、修繕の対象は特定公園施設とし、公園施設の修繕は対象外とします。

5.3.3 光熱水費

光熱水費については、特定公園施設等の管理運営に係るものは全額本市の負担とします。

5.4 維持管理負担金の支払い

維持管理負担金は、各年度で支払いを実施します。

本市に維持管理負担金を求める場合は、年間の維持管理に係る全体経費と、本市に負担を求める年間維持管理負担金を、公募設置等計画の中で提案してください。

各年度の全体経費のうち、本市が負担する維持管理負担金額の上限は、以下のとおりとします。

なお、原則として本市からの負担額は、認定計画提出者が維持管理負担金として提案した額を上回ることはできません。

本市が負担する維持管理負担金の上限額：4,000 千円（税込）／年

6. 公募の実施に関する事項等

6.1 公募への参加資格

6.1.1 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- イ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ウ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- キ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ク 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ケ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- コ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。「資本面で関係のある者」とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

・株式会社 建設技術研究所

7.3.2 に記載の選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

なお、選定委員会の委員公表日以降に、本事業に関して、当該委員に接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。

- サ 本市税及び国税を滞納している者。
- シ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

6.1.2 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。個人での応募はできません。
- イ 応募グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください（以下、応募法人又は応募グループの代表法

- 人及び構成法人を総称して「応募法人等」という。)。また、応募グループが本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、本市と基本協定を締結することも可能です。
- ウ 応募法人又は応募グループの代表法人又は構成法人が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる法人を協力法人（以下「協力法人」という。）として、参加登録を行ってください。
- エ 応募法人等は、直近決算において債務超過でないこととし、応募法人又は応募グループのうち代表法人及び構成法人は、「様式集」で示す直近3年間の財務諸表を提出できる者としします。
- オ 特定公園施設等の維持管理業務を実施する法人を1社以上定めてください（協力法人でも可とします）。当該法人は、特定公園施設等の維持管理について、過去15年以内に本業務と類似した管理・運営実績を備えることとします。
- カ 特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めてください（協力法人でも可とします）。当該法人は、富山市の令和5年度入札参加資格審査において、申請区分「建設工事・建設コンサルタント」の入札参加資格を有すると認定された者としします。また、官公庁等発注の元請として、過去15年以内に公園または広場の設計・監理実績を備えることとします。なお、管理技術者として、以下のいずれかの資格と同等の知識を有するものを配置してください。
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ・登録ランドスケープアーキテクト
 - ・RCCM（造園もしくは都市計画及び地方計画）
- キ 特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください（協力法人でも可とします）。当該法人は、富山市の令和5年度入札参加資格審査において、申請区分「建設工事・建設コンサルタント」の入札参加資格を有すると認定された者としします。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、官公庁等発注の元請として、過去15年以内に公園または広場の工事实績を備えることとします。
- ク 代表法人は、本事業で設置する公募対象公園施設と類似した施設の運営または所有の実績を有することとします。
- ケ 代表法人は、公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

6.1.3 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 応募グループの場合、代表法人及び構成法人の変更は認めません。

6.2 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

- ・公募設置等指針
- ・要求水準書
- ・要求水準書 添付資料・提供資料
- ・事業者選定基準
- ・様式集
- ・基本協定書（案）
- ・特定公園施設建設・譲渡契約書（案）
- ・特定公園施設等に係る維持管理協定書（案）

6.3 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て別の民間事業者により事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設（地下構造物等も含む）を解体・撤去し、更地にして返還することとします。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の解体・撤去、更地返還を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり、解体・撤去等の原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

6.4 保証金

認定計画提出者には、公園使用料その他本事業から生じる債務の担保として、本市に保証金を預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法等については、別紙「基本協定書（案）」のとおりとします。

6.5 特別目的会社の設立に関する事項

本事業の実施にあたって SPC を設立することは可能です。なお、応募時に SPC が設立されていない場合は、代表法人を設置等予定者とし、公募設置等計画が認定され、代表法人が認定計画提出者となった後に、認定計画提出者の地位を SPC に承継していただくこととなります。SPC を設立する場合は次のとおりとさせていただきます。

- ・ SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社とし、本市内に設立すること。
- ・ 代表法人及び構成法人は、SPC の株主総会における全議決権の 3 分の 2 を超える議決権を保有すること。また、代表法人は出資者の中で最大出資比率とすること。
- ・ SPC の株主は、原則として公募設置等計画の計画認定期間が終了するまで SPC の株式を保有することとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7. 公募の手続きに関する事項等

7.1 日程（予定）

公募設置等指針の公表	令和5年6月27日（火）
公募設置等指針等説明会申込締切	令和5年7月5日（水）
公募設置等指針等説明会	令和5年7月7日（金）
質問書受付締切	令和5年7月10日（月）
質問書回答の公表	令和5年7月下旬
参加表明の受付	令和5年7月27日（木）～令和5年7月28日（金）
個別対話申込締切	令和5年7月31日（月）
個別対話確認項目提出締切	令和5年8月4日（金）
個別対話開催	令和5年8月10日（木）
個別対話結果の公表	令和5年8月下旬
公募設置等計画の受付	令和5年10月2日（月）～令和5年10月3日（火）
プレゼンテーション	令和5年11月中旬頃
設置等予定者等の通知	令和5年11月下旬頃
公募設置等計画の認定	令和6年1月

7.2 応募手続き

7.2.1 事務局の設置

本事業への応募手続きに関する事務局を、以下のとおりとします。

(1) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）。

(2) 呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業 事務局

富山市 建設部 公園緑地課

「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業」担当 久保・立野

住 所：〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電 話：076-443-2110／FAX：076-431-6601

メールアドレス：kouenryokuti-01@city.toyama.lg.jp

7.2.2 公募設置等指針の交付

公募設置等指針及び関連資料については、本市公式ホームページにて公表します。

公表日：令和5年6月27日（火）

富山市公式ホームページアドレス：<https://www.city.toyama.lg.jp/>

7.2.3 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加する場合は、事前に申し込みが必要となるため、以下のとおり申し込みをしてください。説明会では、公募設置等指針の説明の後、現地説明会を予定しています。

なお、説明会に参加いただかなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、また参加しないことにより審査において不利になるものではありません。

(1) 公募設置等指針説明会

開催日時：令和5年7月7日（金）午前10時～

開催場所：富山市役所 議会棟8階 第3委員会室

(2) 現地説明会

開催日時：令和5年7月7日（金）公募設置等指針説明会終了後（開始時間は公募設置等指針説明会において案内します。）

開催場所：（仮称）呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場（富山市呉羽町7538）

集合場所：（仮称）呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場駐車場

(3) 参加申込方法

申込方法：様式1「指針等に関する説明会申込書」に必要事項を記載の上、7.2.1（2）に示す事務局へ、令和5年7月5日（水）午後5時までに電子メールにより提出してください。

7.2.4 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

受付期間：令和5年7月10日（月）午後5時まで

提出方法等：様式2「指針等に関する質問書」に必要事項を記載の上、7.2.1（2）示す事務局へ、電子メールにより提出してください。

回答日等：令和5年7月下旬頃に、本市公式ホームページに掲載します。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

7.2.5 参加表明等の受付

参加表明等を以下のとおり受け付けます。

参加表明等は、以下の注意事項及び「様式集（参加表明等に関する提出書類）」に従って提出してください。

受付期間：令和5年7月27日（木）～令和5年7月28日（金）

受付場所及び提出方法：7.2.1（2）示す事務局へ持参または郵送により提出してください。郵

便により提出する場合は、令和 5 年 7 月 28 日（金）午後 5 時までに必着とし、書留郵便により送付してください。

提出部数等：「様式集（参加表明等に関する提出書類）」を参照してください。

なお、参加を辞退する者は、辞退届（「様式集（参加資格等に関する提出書類）」様式 3-1 を、令和 5 年 9 月 22 日（金）までに、7.2.1（2）に示す事務局まで提出してください。

7.2.6 個別対話の実施

本市と応募法人等が十分な意思疎通を図ることによって、応募法人等が本事業の趣旨や要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と応募法人等との個別対話を実施します。

個別対話を希望する応募法人等は、個別対話参加申込書（個別対話での確認項目を含む）を以下のとおり提出してください。

なお、個別対話の回答として公表する内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

個別対話実施日：令和 5 年 8 月 10 日（金）（時間は、申し込み者に個別に通知します。）

参加申込期間：令和 5 年 7 月 31 日（火）午後 5 時まで

確認項目提出期間：令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで

申込方法等：参加申込は様式 3「指針等に関する個別対話申込書」に、確認項目は、様式 4「指針等に関する個別対話確認事項事前送付書」に、必要事項を記載の上、7.2.1（2）に示す事務局へ、電子メールにより提出してください。

結果公表等：令和 5 年 8 月下旬頃に、本市公式ホームページに掲載します。

なお、参加者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、個別対話の質問及び回答を公表しない場合があります。

7.2.7 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項、「様式集（参加資格等に関する提出書類）」及び「様式集（公募設置等計画に関する提出書類）」に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

受付期間：令和 5 年 10 月 2 日（月）～令和 5 年 10 月 3 日（火）午後 5 時まで

受付場所提出方法等：7.2.1（2）に示す事務局へ持参により提出してください。持参にあたっては、予め 7.2.1（2）に示す事務局に電話で連絡を行い、指定された日時に提出してください。

7.3 審査方法等

7.3.1 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

(1) 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

1) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

2) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

3) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること
- ・ 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

7.3.2 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

表 7-1 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	所 属
委員長	なかむら かずゆき 中村 和之	富山大学 学術研究部（社会科学系） 教授

委員	くぼた よしあき 久保田 善明	富山大学 学術研究部（都市デザイン学系） 教授
委員	かたぎり ゆきこ 片桐 由希子	金沢工業大学 工学部 環境土木工学科 准教授
委員	みのべ ゆうじん 美濃部 雄人	富山市副市長
委員	かの まさと 狩野 雅人	富山市建設部長

7.3.3 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、事業者選定基準の評価項目に沿って評価を行います。詳細な評価項目及び配点等は、事業者選定基準にて示します。

7.3.4 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトでご公表します。

7.3.5 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

7.4 設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

7.5 設置等計画の認定

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

7.6 契約の締結等

7.6.1 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する条件や認定計画者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。基本協定書（案）は、別紙のとおりです。

7.6.2 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

7.6.3 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。特定公園施設建設・譲渡契約（案）は、別紙のとおりです。

7.6.4 維持管理協定及び管理許可

認定計画提出者は、特定公園施設等の維持管理に当たり、本市と「特定公園施設に係る維持管理協定」を締結し、本市はこれに基づき認定計画提出者に都市公園法に基づく管理許可を与えます。特定公園施設に係る維持管理協定書（案）は、別紙のとおりです。

7.7 リスク分担等

7.7.1 リスク分担

本事業の実施における主なリスクの考え方については、下表のとおりとします。具体的な内容については、基本協定書（案）等のなかで提示します。

なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

表 7-2 リスク分担表

【凡例】○：負担、△：一部負担（詳細は基本協定書（案）に記載）

リスクの種類	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更による損害の負担	-	○
	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更による協定解除	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において公園利用者及び施設利用者等の第三者に損害を与えた場合	-	○
物価	インフレ、デフレ（公募対象公園施設の設置・管理運営）	-	○
	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ（特定公園施設の設計・建設）	-	○
	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ（特定公園施設等の維持管理）	○	△
不可抗力	自然災害等の不可抗力による業務の変更、中止、延期、臨時休業（公募対象公園施設）	-	○
	自然災害等の不可抗力による業務の変更、中止、延期、臨時休業（特定公園施設）	○	△
	自然災害等の不可抗力による協定解除	協議事項	
資金調達	認定計画提出者に必要な資金確保	-	○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	-
	認定計画提出者の責任による中止・延期	-	○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻	-	○
申請コスト	各申請費用の負担	-	○
引継コスト	事業終了時における施設運営の引継ぎ費用の負担	-	○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減	-	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（公募対象公園施設）	-	○
維持管理費の増大	本市の責による特定公園施設等の維持管理費の増大	○	-
	本市以外の要因による特定公園施設等の維持管理費の増大	-	○

リスクの種類	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
土地の瑕疵	予め想定し得ない土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	○	-
施設の修繕等	公募対象公園施設	-	○
	特定公園施設等	○※1	-
	上記以外の公園施設（認定計画提出者が設置管理許可又は管理許可に基づき設置管理している施設以外）	○	-
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	-
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行	-	○
性能リスク	業務要求水準の不適合に関するもの	-	○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	-	○
	施設管理上の瑕疵による事項	-	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う公募対象公園施設の運営リスク	-	○
苦情・要望対応	認定計画提出者が設置管理する施設の利用者からの苦情、訴訟、要望への対応	-	○
	上記以外の場合	協議事項	

※1 舗装剥離等で日常的に発生する不具合に対応するためその都度行う修繕については、上限 20 万円（税込）／年の範囲内で認定計画提出者の負担とし、それ以外については本市の負担とします。1 件あたり 20 万円（税込）を超える修繕が必要となった場合や、年間見込額を超える場合については、本市と事前に協議してください。

7.7.2 損害賠償責任

認定計画提出者は、本事業実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときには、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。また、認定計画提出者の責任による事業の遅延等についても上記賠償の対象とし、その措置については本市が認定計画提出者と協議のうえ決定するものとします。

なお、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

8. その他

8.1 工事中の条件

- ・ 施工中は、本市と円滑な協議が可能な施工管理体制としてください。
- ・ 工事期間中の周辺を通行する人や車両の安全や周辺環境等に配慮してください。
- ・ 工事中の騒音、振動等については、周辺に十分配慮してください。
- ・ 認定計画提出者が設置する施設の設置管理許可、確認申請等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

8.2 法規制等

公募設置等計画の内容は、都市公園法、都市計画法、富山市都市公園条例、建築基準法、及びその他各種関係法令を遵守してください。事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きは、認定計画提出者の負担により実施してください。